

平成24年度第2回京都市産業廃棄物3R推進協議会 摘録

1 日 時 平成24年11月27日（火） 午後2時～4時20分

2 場 所 職員会館「かもがわ」大会議室

3 出席委員 新井委員、井上委員、木原委員、黒坂委員、郡島委員、高岡委員、高木委員、高橋委員、檀野委員、外池委員、福岡委員、細木委員、山田委員

4 議事内容

(1) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

ア 啓発や環境教育の効果的な実施

資料1に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委 員：環境フォーラムについては、産廃協会も今までの経験を活かし、親しみが持て、産廃の理解も深まり、子供にも分かる催しになるよう京都市と一緒に企画していきたいと思っている。協会としては、分別ゲームのような子供にも参加してもらえるようなことを青年部を中心になって行いたいと考えている。

また、会員の事業内容についても、展示という形で楽しみながら産廃処理や3Rの理解をしてもらえるようなPRや啓発を行いたい。

委 員：施設見学会では、以前のように参加者が少なくて困るということはないようで、各行政区のエコまちステーションでも同様の企画があり、すみ分けを考えるなど、新たな段階に入ってきたのではないか。より活性化するように取り組んでもらいたい。

イ 「産廃処理業者情報公表制度」

資料2に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委 員：皆さんに議論いただき、制度設計を京都市が行ったものだが、報告書を提出する処理業者が少ないこともあり、まだ多くの排出事業者の参考になる状況にまで至っていないと思う。京都市にはPRを進めてもらいたいし、処理業者にも協力してもらいたい。

委 員：「市内中間処理業者51社」とあるが、市内の業者は市内の仕事しかできないのか。

事務局：市外で排出された産業廃棄物も扱うことができる。

委 員：報告書の提出は義務か。

事務局：義務付けはしていない。任意での提出になる。

委 員：例えば報告書に虚偽がある場合等は、罰則が科せられるのか。

事務局：罰則規定はない。ただ、チェックをして虚偽があることが分かれば公表しない。

委 員：排出事業者に対する周知文案について、アンダーラインを引いて強調している部分があるが、「不適正な処理が行われた場合は、排出事業者の責任が問われることとなります」という箇所にもアンダーラインを引いてほしい。ここを

理解していない事業者が多いと思われる。理解されずに裁判になるようなケースも多いと聞いている。

また、公表はホームページのみなのか。例えば、市民しんぶん等で広報するということはしていないのか。

事務局：今のところホームページのみの公表の予定だが、どのような手法があるかは考えたい。

委員：せっかくこのような制度を作ったのだから、6社だけであっても、報告書を提出している事業者をPRしてあげる方がよいと思う。

事務局：PRが弱ければ見てくれる人も少ないということになるので、排出事業者と処理業者のどちらからも見てもらえるようなPRを進めていきたい。

委員：「不適正な処理が行われた場合～」については重要なことだと思うので、是非アンダーラインを引いてもらいたい。

事務局：そのようにさせてもらう。

ウ 「産廃排出事業者認証制度（仮称）」の創設

資料3に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：ある研究会で、京都、兵庫、奈良、三重では産廃の不法投棄が全国的に見ても多いという話があった。必ずしも処理業者が悪いというわけではなく、無許可業者がやっている可能性が高い。そういうこともあり、いかに無許可業者を選ばないようにするかということが大切である。

排出事業者に対するアンケート調査は、ある意味素直に答えてもらっており、結果として法令遵守ができていないということが分かる。

やはり、まずは法令遵守についての意識のボトムアップを図る必要があるのではないか。そのためにチェックシートを作り、各自でチェックをしてもらい、一定の事業者を認証の対象にする。その対象者の中からどのように認証するかということになれば、ある意味では2段階になっていると考えられる。トップランナー方式ではなく、具体的に問題になっている意識の低さにターゲットを絞り、それを解決させるという現実的な制度を目指すことになる。

委員：建設業界では3Rの進め方を製造業等と同じように当てはめることはできない。例えば、ビルの解体をする際に、減量しましょうというのは現実的に難しい。

コンクリートやアスファルト等は9割以上がリサイクルされており優秀と言えるが、この認証制度も単純に当てはめるのは難しいのではないか。

委員：業種・業態によって排出する廃棄物も状況も違う。ただ、認証制度は適正処理に重きを置くということだが、どのようにその辺りを包括していくのか。

事務局：確かに建設業や医療系は、適正処理の部分はよいが、減量等の部分には合わない。将来的には業種別のチェックシートを作成することも考える必要があると思うが、まずは標準的な事業所や製造業の方が対象になるようにしたい。基本部分は全業者が使えるようにするが、プラスアルファの部分については合致しないこともあると思われる。

委員：業種別にチェックシートを作るという努力は必要になってくる。段階的にや

っていくのか、一気にやるのかも検討してもらいたい。

委 員：3R支援センターが作成している冊子にも京都市作成のチェックシートが掲載されているが、今回想定しているチェックシートとの違いや類似点はどうなるのか。

また、リフォーム業者がよく不法投棄をしているという話を聞くが、リフォーム業者も認証の対象となるのか。

事 務 局：掲載されているチェックシートは10年程前に作成したもので、法定事項等は古い項目もあり、全面的にリニューアルするようなイメージになる。

リフォーム業者については、規模の小さい事業者も多く認証の対象にはならないと思われる。

委 員：制度の大枠について本日了承されれば、より具体的な制度設計を進めるということになる。実施したアンケートについても、結果をよく分析して制度に反映していく必要がある。集計結果はできるだけ早く示してもらいたい。

事 務 局：アンケート結果に関する報告書作成が遅くなり申し訳ない。完成次第、各委員に送付させてもらう。

委 員：不法投棄の大きな要因の1つは、排出者が最終処分まで確認していないことがあると思う。京都環境保全公社では、中間処理から最終処分まで行っているが、契約事業者約600社のうち1割も当社にまではチェックに来られていない。中間処理業者に委託して終わりというのではなく、処理後物がどうなっているのかということまで確認する必要がある。

最近府内においても、マニフェスト通りに最終処分がされずに不適正処理が行われて、その復旧に多大な費用を要したという話を聞いたことがある。まさに最終処分までしっかり確認しなかったことによって起こった事例である。安易に価格だけで処分委託するのではなく、しっかり最終処分まで確認するということを盛り込んでもらいたい。

委 員：認証については、一定の基準に合う排出事業者を対象にするということだが、その中でも規模の違いや、体力的な差があるので、同じ基準で判断すると厳しい場合もあると思う。その辺りの配慮はされるのか、環境に対しては規模の大小は関係ないということになるのか。

事 務 局：排出事業者として必ず守らなければいけない部分ができているということが基本になり、それができている事業者で3R等についても取り組んでいる事業者を認証するというイメージである。上乗せの部分はそういう姿勢があればよいと考えているので、そこでのレベルの差は反映されないと思う。

委 員：アンケート結果からも分かるように、基本的なことができていない事業者も多く、そのレベルに達していない者の意識向上は大事なので、その対応も考えてもらえれば全体のレベルアップにつながる。

委 員：チェックリストをクリアできなかった事業者に対するケア等も考える必要があるのではないか。そこは3R支援センターとの連携も考えられる。

委 員：3R支援センターの業務に、ゼロエミッションアドバイザー派遣というものがある。実際に現場に行くアドバイザーの話を聞いてみると、3Rどころか法

令遵守がされていないという現実を目の当たりにすることも多いらしい。そういった実情も踏まえて、センターで冊子を作成した経過がある。

また、ゼロエミッションアドバイザー派遣事業は、他都市にはない京都の特徴であると思うので、その中でもこれから作成されるチェックシートは活用させてほしいし、アドバイザーが利用しやすいように作成してもらいたい。排出事業者としても、行政が立入りを行うより、アドバイザーの方が話しやすいということがあるのでないか。

委 員：既存の制度とのすみ分けを図るということだが、あえて統合させたり、あるいは、3R支援センターが中心になってオール京都として取り組むということも考えられる。いくつも制度があると混乱を招く恐れもあるので、整理する必要もあるのではないか。

委 員：3R支援センターがせっかく設立されたということもあり、府や市からの委託業務という形にして、実際の審査業務等は一括して行うという手法もあると思う。

一方で、制度の公表方法も重要である。市民にいかに情報公開を行い、注目を集めのかということが大事である。

委 員：京都市のまち美化事務所等の訪問をさせてもらったことがあるが、直に話を聞いて現場を見る能够性という点では重要な機会である。市民がアドバイザーと一緒に業者を訪問してチェックすることができればよいと思う。現実的には難しいと思うが。

委 員：認証制度を取得した事業者が、どういう取組をしているか分かるようなビラ等を作成してもらい、エコまちステーション等に配架して、いつでも市民が見ることのできる状態にしてはどうか。

また、チェックシートの項目の中に、会社としての環境教育をいかにされているかという視点を入れてほしい。

委 員：京エコロジーセンターでは一般廃棄物に関する企画や展示はしているが、認証を受けた事業者の展示など産廃についても行ってもらいたい。例えば、産廃協会が一部のスペースを使って、産廃に関する情報を紹介するなど、広く市民に産廃のことを知ってもらうには有効である。京エコロジーセンターは市の施設であり、産廃だけが除け者にならないように、市民に対する制度周知の面からも検討してほしい。

事務局：常設展示は難しいが、期間限定の展示等の手法は検討したい。

委 員：是非、常設展示化してほしい。

委 員：アンケート調査対象は2,000件となっている。一方で、認証制度では全体のボトムアップを目指すということだが、認証やボトムアップの対象数はどれくらいを想定しているのか。

事務局：市内の事業所数は70,000とも言われているが、単純に産廃を排出している事業所が何件あるかという数字は分からぬ。アンケートは、マニフェスト交付等状況報告書の提出者から抽出して送付しているが、この報告をしている事業所が約6,000件ある。しかし、産廃は排出しているが報告をしていない事業

所も相当数あると思われ、そういう層のボトムアップも考える必要がある。一方で、認証の対象とする一定層ということを考えると、例えば、交付等状況報告書を提出し、かつ月2回程度は産廃を排出している事業所とすると、約1,200件になる。この両者を見据える必要がある。

委 員：状況を見ながらにはなるだろうが、業種や規模でターゲットを絞っていくような戦略、いかに効率よく制度を運用するかという戦略も必要になる。

事 務 局：産廃ではないが、一般廃棄物の大規模事業所が2,202件あり、このうち44件を10月1日に「ごみ減量・3R活動優良事業所」として認定した。もちろん分母が違うので一概には言えないが、それに匹敵するぐらいの結果を求めたいとは思っている。

委 員：机上で制度を詰めていくだけではなく、例えば上下水道局にチェックシートを試してもらう等、庁内の産廃を排出する部署で実証してもらいたい。次回にはその結果も添えて報告してもらいたい。

事 務 局：チェックシートの中身については、関係団体等の協力もお願いしたい。

委 員：京都府では10年前から「エコ京都21」を運用している。3段階の段階的なメニューを用意している。ただ、任意の申請ということもあり、企業としてメリットがないと申請につながらない。低利融資やグリーン入札の対象にするということはやっているが、広がっていかない。

また、更新をどうするかという問題もある。「エコ京都21」では2年に1回更新ということになっており、何期か連續で取得してもらえば次のステップを紹介するということをしている。やはり事務的な手間はかかる。

企業のメリットと行政の効率的な運用ということに苦労しているので、京都市の認証制度も参考にして改善していきたい。また、3R支援センターとも連携しながらやっていきたい。

委 員：ボトムアップは京都市が、トップランナーは京都府が担うというすみ分けになるのがよいのか、制度の一本化を図るというのがよいのか。日本ではこのような制度は褒めることが基本になるが、中国やインドネシア等では、コンプライアンスが出来ていない事業者にレッドカードを突き付けるという手法もある。様々なことを参考にして、次回はより具体的な中身を示してもらいたい。

(2) 次回の協議会の日程

次回は平成25年2月頃の開催とし、「産廃排出事業者認証制度（仮称）」等について協議することとなった。

(3) その他

ア （一社）京都府産業廃棄物3R支援センターの作成冊子について、新井委員から概要説明があった。

イ 「京都市環境影響評価等に関する条例」の改正について、事務局から説明があった。